

## 中田英寿オフィシャルホームページ有料サービス会員規約

### 第1章 総則

#### 第1条（会員規約）

この会員規約は、中田英寿オフィシャルホームページ運営事務局(以下「HP 事務局」という)が提供する情報提供サービス「中田英寿オフィシャルホームページ」の有料サービス(以下「中田ネット有料サービス」という)に関して、第5条所定の会員(以下「会員」という)の利用一切に適用されるものとします。

#### 第2条（会員規約の範囲）

1. HP 事務局が、この会員規約本文の他に別途定める各サービスの利用規約等で規定する各サービスの利用上の決まり(以下、併せて「利用規約等」という)も、名目の如何にかかわらず、この会員規約の一部を構成するものとします。
2. この会員規約本文の定めと利用規約等の定めが異なる場合は、当該利用規約等の定めが優先して適用されるものとします。

#### 第3条（会員規約の変更）

1. HP 事務局は、民法第548条の4にもとづき、この会員規約等を随時変更することがあります。なお、かかる場合、中田ネット有料サービスに関する契約の内容には、変更後の新規約が適用されるものとします。
2. HP 事務局は、前項にもとづきこの会員規約等の変更を行う場合、その効力発生日を定め、効力発生日までに(民法第548条の4第1項1号に該当する場合を除く)、サービスサイトへの掲載その他の方法により以下の事項を周知するものとします。
  - (1)この会員規約等を変更する旨
  - (2)変更後のこの会員規約等の内容
  - (3)効力発生日

#### 第4条（HP 事務局からの通知）

1. HP 事務局は、オンライン上の表示により、会員に対し随時必要な事項を通知します。
2. 前項の通知は、HP 事務局が当該通知の内容をオンライン上に表示した時点より、効力を生じるものとします。

### 第2章 会員

#### 第5条（会員）

1. この会員規約における会員とは、第6章所定の中田ネット有料サービスについて HP 事務局に利用申込を行い、HP 事務局が利用を承認した者としてします。

2. 会員は、利用申込の時点で、この会員規約の内容を承諾しているものとみなされます。

#### 第6条（入会の承認）

HP事務局は、別途定める方法にて利用申込を受け付け、必要な審査・手続等を経た後に入会を承認します。

#### 第7条（中田ネット有料サービスの利用不承認および承認の取消）

1. HP事務局は、中田ネット有料サービスの利用申込を行った者が次のいずれかに該当すると判断した場合、中田ネット有料サービスの利用を承認しないことができるものとします。

(1)過去（利用申込をした時点を含む）にこの会員規約の違反等により、中田ネット有料サービスの利用承認が取消されていることが判明した場合

(2)利用申込内容に虚偽の記載、誤記、または記入漏れがあったことが判明した場合

(3)利用申込をした者が実在しない場合

(4)利用申込をした者が法人の場合

(5)利用申込をした時点で利用料金の支払を怠っていることまたは過去に支払を怠ったことがあることが判明した場合

(6)利用申込の際に、決済手段としてHP事務局が指定するクレジットカード会社（以下「カード会社」という）が当該利用申込者に対しクレジット利用契約の解除、脱会その他の理由によりクレジットカードの利用を認めていないことが判明した場合

(7)利用申込をした者と、利用申込時に指定したカード会社の発行するクレジットカードの名義人とが異なる場合

(8)利用申込をした者が未成年者、準禁治産者、禁治産者のいずれかであり、利用申込の際に法定代理人または保佐人の同意等を得ていなかったことが判明した場合

(9)その他、HP事務局が会員とすることを不相当と判断する場合

2. HP事務局は、承認後であっても、承認した会員が前項のいずれかに該当することが判明した場合には、承認を取り消すことができるものとします。

#### 第8条（権利の譲渡）

1. 会員は中田ネット有料サービスの会員として有する権利を、第三者に譲渡するまたは使用させる、売買、名義変更、または質権の設定その他の担保に供する等の行為はできないものとします。

2. HP事務局は、この規約に基づき、会員になんら通知を行うことなく、HP事務局が会員から料金等（延滞利息を含みます。）の支払を受ける権利の全部または一部を、会員が料金等の支払に使用するカード会社に対し譲渡することがあります。

#### 第9条（変更の届出）

1. 会員は、住所、電話番号、e-mail アドレス等、HP 事務局への届出内容に変更があった場合には、速やかに HP 事務局に所定の方法で変更の届出をするものとします。
2. 前項の届出がなかったことで会員が不利益を被ったとしても、HP 事務局は一切その責任を負わないものとします。

#### 第 10 条（会員からの解約）

1. 会員が中田ネット有料サービスの利用を解約する場合は、所定の方法にて HP 事務局に届け出るものとします。HP 事務局は、既に受領した利用料その他の債務の払い戻し等は一切行わないものとします。
2. 会員資格は、一身専属のものとします。HP 事務局は当該会員の死亡を知り得た時点を以って、前項の届出があったものとして取り扱います。
3. 本条による解約の場合、当該時点において発生している利用料その他の債務の履行は、第 4 章に基づき行われるものとします。

#### 第 11 条（設備等）

会員は、中田ネット有料サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となる全ての機器を、自己の費用と責任において準備し、中田ネット有料サービスを利用可能な状態に置くものとします。また、自己の費用と責任で、任意の方法で中田ネット有料サービスに接続するものとします。その際に必要な手続きは会員自身が行うものとします。

### 第 3 章 会員の義務

#### 第 12 条（自己責任の原則）

1. 会員は、中田ネット有料サービスの利用に伴い、他者（国内外を問わず、また会員に限定されないものとする。以下同様）から問い合わせ、クレーム等がなされた場合は、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。
2. 会員は、他者の行為に対する要望、疑問もしくはクレームがある場合は、当該他者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。
3. 会員は、中田ネット有料サービスの利用により HP 事務局または他者に対して損害を与えた場合（会員が、この会員規約上の義務を履行しないことにより HP 事務局または他者が損害を被った場合を含む）、自己の責任と費用をもって損害を賠償するものとします。
4. HP 事務局は、中田ネット有料サービスの利用により発生した会員の損害一切に対し、いかなる責任をも負わないものとし、一切の損害賠償義務から免れるものとします。

#### 第 13 条(アカウント ID およびパスワードの管理責任)

1. 会員は HP 事務局が別途定める場合を除き、HP 事務局より付与された自己のアカウント ID およびこれに対応するパスワード、ならびに個人認証を条件として中田ネット有料サービス内のコンテンツにアクセスし利用する権利を、他者に使用させず、また他者と共有しないとともに、自己のアカウント ID およびこれに対応するパスワードの使用および管理について、一切の責任を持つものとします。

2. HP 事務局は会員のアカウント ID およびこれに対応するパスワードが他者に使用されたことによって当該会員が被る損害については、当該会員の故意過失の有無にかかわらず一切の責任をも負わないものとします。会員は、自己の設定したパスワードを失念した場合は直ちに HP 事務局に申し出て、HP 事務局の指示に従うものとします。また、当該アカウント ID およびこれに対応するパスワードによりなされた中田ネット有料サービスの利用は、当該会員によりなされたものとみなし、当該会員は 全ての責任を負うものとします。

#### 第 1 4 条（手続き）

会員は中田ネット有料サービスを利用する際は、事前に個々のサービスごとに定められた所定の手続きを経るものとします。

#### 第 1 5 条(私的利用の範囲外の利用禁止)

1. 会員は、HP 事務局が事前に承認した場合（当該情報に関して権利を持つ第三者がいる場合には、HP 事務局を通じ当該第三者の承諾を取得することを含む。以下同様）を除き、中田ネット有料サービスを通じて入手したいかなるデータ、情報、文章、音、映像、発言、ソフトウェア等（以下、併せて「データ等」という）も、著作権法で認められた私的利用の範囲を超える複製、販売、出版等のために利用することができないものとします。

2. 会員は、HP 事務局が事前に承認した場合を除き、前項に違反する行為を第三者にさせることができないものとします。

#### 第 1 6 条(営業活動の禁止)

1. 会員は、中田ネット有料サービスを利用して営業活動、営利を目的とした利用、およびその準備を目的とした利用（以下「営業活動」という）を行うことができないものとします。

2. 前項にかかわらず、HP 事務局が別途承認した場合は、会員は承認の範囲内で営業活動を行うことができるものとします。

#### 第 1 7 条（その他の禁止事項）

前 2 条の他、会員は中田ネット有料サービス上で以下の行為を行わないものとします。

(1)HP 事務局または他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、またはそのおそれのある行為

(2)他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、またはそのおそれのある行為

為

(3)他者を差別もしくは誹謗中傷し、または他者の名誉もしくは信用を毀損する行為

(4)詐欺等の犯罪および犯罪に結びつく行為、またはそのおそれのある行為

(5)わいせつ物、児童ポルノまたは児童虐待に相当する画像、文書等を送信または表示する行為

(6)無限連鎖講（ネズミ講またはこれに類似するもの）を開設する、またはこれらへの参加を勧誘する行為

(7)HP 事務局または他者のデータ等を改ざん、消去等する行為

(8)他者になりすまして中田ネット有料サービスを利用する行為

(9)有害なコンピュータプログラム等を送信し、または他者が受信可能な状態におく行為

(10)選挙の事前運動、選挙運動またはこれらに類似する行為および公職選挙法に抵触する行為

(11)宗教の宣伝を含む宗教的行為、および宗教団体の設立・活動、宗教団体への加入等宗教上の結社に関する行為

(12)掲示板のテーマを逸脱する内容の書き込みをする行為

(13)他者に対し、HP 事務局に無断で広告・宣伝・勧誘等の電子メールを送信する行為または他者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのある電子メール（嫌がらせメール）を送信する行為、他者のメール受信を妨害する行為、または連鎖的なメール転送を依頼する行為および当該依頼に応じて転送する行為

(14)中田ネット有料サービス用設備（HP 事務局が中田ネット有料サービスを提供するために用意する通信設備、電子計算機、その他の機器およびソフトウェアをいう。以下同様）に無権限でアクセスし、またはその利用もしくは運営に支障を与える行為（与えるおそれのある行為を含む）

(15)本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段により他者の個人情報を収集する行為

(16)上記各号の他、法令、この会員規約もしくは公序良俗に違反（売春、暴力、残虐等）する行為、中田ネット有料サービスの運営を妨害する行為、HP 事務局の信用を毀損もしくはHP 事務局の財産を侵害する行為、他者もしくはHP 事務局に不利益を与える行為

(17)上記各号のいずれかに該当する行為（当該行為を他者が行っている場合を含む）を助長する目的の行為（リンクを張る等を含む）

#### 第4章 利用料金

##### 第18条（中田ネット有料サービスの利用料）

中田ネット有料サービスの利用料（以下「利用料」という）、算定方法等は、HP 事務局が別途定めるとおりとします。

##### 第19条（支払方法）

会員は、利用料を、各会員毎に HP 事務局が承認した以下のいずれかの方法で支払うものとします。

(1)HP 事務局が指定したクレジットカードによる決済手段を利用する方法（以下この方法をとる会員を「カード会員」という）

HP 事務局が指定したクレジットカードによる決済手段により、カード会社の規約に基づき支払う方法。但し、この場合、カード会社の発行するクレジットカードの名義人と中田ネット有料サービスの決済名義が同一であることを要します。

(2)その他、HP 事務局が定める方法

## 第20条（支払）

1. カード会員の支払は以下のとおりとします。

(1)HP 事務局は、毎月末日をもって当該月に各アカウント ID について発生した利用料を締め、これを集計します。

(2)HP 事務局は、前項に基づき算出された金額およびこれにかかる消費税相当額等を、各会員の加入するカード会社に通知するものとします。

(3)会員は、各自のカード会社の定める規定により、カード会社で別途定める支払条件に従い、支払を行うものとします。

(4)会員とカード会社の間で利用料を巡って紛争が発生した場合、当該当事者間で解決するものとし、HP 事務局は一切の責任を負わないものとします。

## 第21条（延滞利息）

1. カード会員が利用料を支払期日を過ぎてもなお支払わない場合、カード会員は支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.6%の割合で計算される金額を延滞利息として、利用料と一括して、HP 事務局が指定した日までに指定する方法で支払うものとします。

2. 前項支払に必要な振り込み手数料その他の費用は、カード会員の負担とします。

## 第5章 運営

### 第22条(中田ネット有料サービスの内容変更等)

1. 会員は、HP 事務局が、中田ネット有料サービスの全部若しくは一部を変更、中断または終了する場合があることを了承するものとします。なお、HP 事務局は、当該変更等が会員の権利に重大な影響を与える場合、サービスサイトへの掲載その他の方法により会員に対して事前の通知を行うものとします。

2. この変更については、第4条所定の通知により、HP 事務局が会員に発表するものとします。

### 第23条（中田ネット有料サービスの一時的な中断）

1. HP 事務局は、以下のいずれかの事由が生じた場合には、会員に事前に通知することなく、一時的に中田ネット有料サービスを中断することができるものとします。

- (1)中田ネット有料サービス用設備の保守を緊急に行う場合
- (2)火災、停電等により中田ネット有料サービスの提供ができなくなった場合
- (3)地震、噴火、洪水、津波等の天災により中田ネット有料サービスの提供ができなくなった場合
- (4)戦争、変乱、暴動、騒乱、労働争議等により中田ネット有料サービスの提供ができなくなった場合
- (5)その他、運用上または技術上 HP 事務局が中田ネット有料サービスの一時的な中断が必要と判断した場合

2. HP 事務局は、前項各号のいずれか、またはその他の事由により中田ネット有料サービスの提供の遅延または中断等が発生したとしても、これに起因する会員または他者が被った被害について一切責任を負わないものとします。

### 第24条(免責)

1. 中田ネット有料サービスの内容は、HP 事務局がその時点で提供可能なものとします。HP 事務局は、HP 事務局、会員および他者が中田ネット有料サービスに登録して会員に提供するデータ等について、その完全性、正確性、適用性、有用性等に関し、いかなる責任も行わないものとします。

2. HP 事務局は、会員が中田ネット有料サービスに登録した、または会員が他者に登録することを承認したデータ等の消失（第23条に基づく HP 事務局による削除を含む）、他者による改ざん等に関し、いかなる責任も負わないものとします。

3. 前各項の他、HP 事務局は中田ネット有料サービスの利用により発生した会員の損害（他者との間で生じたトラブルに起因する損害を含む）、および中田ネット 有料サービスの提供の遅延または中断等の発生の結果、会員または他者が被った損害等に対し、いかなる理由によっても、一切の責任および損害賠償義務を負わないものとします。

### 第25条（会員規約違反等への対処）

1. HP 事務局は、会員が以下に定める事由のいずれかに該当する場合には、事前の通知なく、当該会員に対して、次項に定める措置を行うことができるものとします。

- (1)この会員規約等のいずれかの条項に違反した場合
- (2)中田ネット有料サービスに関する料金などの支払債務の履行遅延その他の不履行があった場合
- (3)登録情報に虚偽の事実があることが判明した場合
- (4)第7条1項各号に該当することが判明した場合

(5)HP 事務局からの連絡に対し、一定期間返答がない場合

(6)前号のほか、会員が登録した連絡先が機能していないと判断される場合

(7)前各号のほか、HP 事務局と会員の信頼関係が損なわれたと HP 事務局が判断した場合

(8)その他、HP 事務局が中田ネット有料サービスの利用を適当でないと判断した場合

2. 前項に定める場合の会員に対する措置の内容は、以下に定めるものから1つまたは複数  
を、HP 事務局の裁量により決定するものとします。

(1)中田ネット有料サービスの全部または一部の利用の制限

(2)中田ネット有料サービスの会員からの退会

(3)その他 HP 事務局が問題解決のために必要と判断する措置

3. HP 事務局は、本条に基づき HP 事務局が行った措置により会員に生じた損害について、  
一切の責任を負いません。また、HP 事務局は、当該会員に対して、本条にもとづく措置の  
理由を開示する義務を負わないものとします。

4. 会員は、この会員規約等に違反して HP 事務局又は第三者に損害を生じさせた場合、当  
該損害（合理的な弁護士費用を含みます）を賠償するものとします。

## 第26条（再委託）

1. HP 事務局は、中田ネット有料サービスの全部または一部を、HP 事務局の責任において  
第三者に再委託できるものとします。

2. 前項にもとづき HP 事務局が再委託した場合の、再委託先の選任、監督および再委託先  
の行った作業の結果については、HP 事務局が一切の責任を負うものとします。

## 第6章 個人情報・通信の秘密

### 第27条（個人情報）

HP 事務局は、中田ネット有料サービスの利用によって取得する個人情報については、HP  
事務局の定める「プライバシーポリシー」に従い適切に取り扱うものとします。

## 第7章 その他

### 第28条(反社会的勢力の排除)

1. 会員は、自らまたはその役員（名称の如何を問わず、相談役、顧問、業務を執行する社  
員その他の事実上経営に参加していると認められる者）若しくは従業員（事業の利益に重大  
な影響を及ぼす業務について権限を有するかまたはそれを代行する者）が、以下の各号に記  
載する者（以下「反社会的勢力等」といいます）に該当せず、今後も該当しないこと、およ  
び、反社会的勢力等との関係を持っておらず、今後も持たないことを表明し、保証するもの  
とします。

(1)警察庁「組織犯罪対策要綱」記載の「暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係  
企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等」その他これらに準ずる者



(2)資金や便宜を供与したり、不正の利益を図る目的で利用したりする等、前号に記載する者と人的、資本的または経済的に深い関係にある者

2. 会員は、自らまたは第三者を利用して、以下の各号に記載する行為を行わないことを HP 事務局に対して確約するものとします。

(1)詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いる行為

(2)違法行為または不当要求行為

(3)業務を妨害する行為

(4)名誉または信用等を毀損する行為

(5)前各号に準ずる行為

3. HP 事務局は、会員が前各項に違反したときは、会員に対して損害賠償義務を負うことなく、中田ネット有料サービスに関する契約の全部または一部を解除することができるものとします。

#### 第 29 条(専属的合意管轄裁判所)

HP 事務局および会員は、HP 事務局と会員の間でこの会員規約につき訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

#### 第 30 条 (準拠法)

この会員規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

#### 附 則

1. 会員規約実施 2000年1月14日
2. 会員規約一部改定 2012年1月18日
3. 会員規約一部改定 2024年10月7日